

郡山市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のように制定する。

令和7年3月7日

提 出 者

郡山市議会議会運営委員会委員長 森 合 秀 行

郡山市議会会議規則の一部を改正する規則

郡山市議会会議規則（平成14年郡山市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章～第5章（略） 第6章 補則（第109条—第111条） 附則 （会議時間） 第8条（略） 2 議長は、必要があるときは、<u>会議に宣告することにより</u>、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員4人以上から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。 3 <u>前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があるときは、会議時間を変更することができる。</u> 4（略） （事件の撤回若しくは訂正又は動議の撤回） 第18条 提出者が事件を撤回若しくは訂正又は動議の撤回をするときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となった事件の撤回若しくは訂正又は動議の撤回については、議会の<u>許可</u>を得なければならない。 2 委員会が提出した議案につき前項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。 （議事日程の作成及び配付） 第19条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、<u>あらかじめ議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配付に代えることができる。</u>	目次 第1章～第5章（略） 第6章 補則（第109条） 附則 （会議時間） 第8条（略） 2 議長は、必要があるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員4人以上から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。 3（略） 4 <u>会議時間の延長は、議長が宣告する。</u> （事件の撤回若しくは訂正又は動議の撤回） 第18条 提出者が事件を撤回若しくは訂正又は動議の撤回をするときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となった事件の撤回若しくは訂正又は動議の撤回については、議会の<u>承認</u>を得なければならない。 2 委員会が提出した議案につき前項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。 （議事日程の作成及び配付） 第19条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、<u>事前に</u>議員に配付する。

(投票)

第28条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

(開票及び投票の効力)

第30条 (略)

2・3 (略)

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(委員会の中間報告)

第43条 (略)

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、必要があるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(発言通告書及び順序)

第50条 会議において発言する議員は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議案等に対する質疑及び議事進行に関する発言並びに一身上の弁明等については、この限りでない。

2～5 (略)

第52条 (略)

(発言内容の制限)

第54条 (略)

2 議長は、発言が前項の規定に反するときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

(発言の時間又は回数の制限)

第55条 (略)

(表決の問題の宣告)

第63条 議長は、表決を採るときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立等による表決)

第66条 議長は、表決を採るときは、問題を可とする議員を起立、挙手等を

(投票)

第28条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票用紙を投票箱に投入する。

(開票及び投票の効力)

第30条 (略)

2・3 (略)

(委員会の中間報告)

第43条 (略)

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、必要があるときは、中間報告をすることができる。

(発言通告書及び順序)

第50条 会議において発言する議員は、事前に議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議案等に対する質疑及び議事進行に関する発言並びに一身上の弁明等については、この限りでない。

2～5 (略)

策52条 (略)

(発言内容の制限)

第54条 (略)

2 議長は、発言が前項の規定に反するときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

(発言の時間・回数の制限)

第55条 (略)

(表決の問題の宣告)

第63条 議長は、表決をとるときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立等による表決)

第66条 議長は、表決をとるときは、問題を可とする議員を起立、挙手等を

させ、起立、挙手等の議員の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長は、起立、挙手等の議員の多少を認定しがたいとき又は議長の宣告に対して出席議員4人以上から異議があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

3 第1項及び第71条第2項ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子採決システムにより、表決を採ることができる。

4 電子採決システムにより表決を採る場合は、問題を可とする議員は賛成のボタンを、問題を否とする議員は反対のボタンを押すものとする。

(投票による表決)

第67条 議長は、必要があるとき又は出席議員4人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 (略)

(選挙規定の準用)

第70条 第26条、第27条、第28条、第29条、第30条第1項から第3項まで、第31条第1項及び第32条の規定は、記名投票又は無記名投票を行う場合について準用する。

(簡易表決)

第71条 (略)

2 前項の場合において、議長は、異議がないときは、可決を宣告する。ただし、議長は、その宣告に対して出席議員から異議があるときは、起立、挙手等の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第72条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 (略)

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(意見を述べる者の申出)

第74条 公聴会に出席して意見を述べる者は、文書であらかじめその理由及

させ、起立、挙手等の議員の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長は、起立、挙手等の議員の多少を認定しがたいとき又は議長の宣告に対して出席議員4人以上から異議があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

3 第1項及び第71条第2項ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子採決システムにより、表決をとることができる。

4 電子採決システムにより表決をとる場合は、問題を可とする議員は賛成のボタンを、問題を否とする議員は反対のボタンを押すものとする。

(投票による表決)

第67条 議長は、必要があるとき又は出席議員4人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 (略)

(選挙規定の準用)

第70条 第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条第1項及び第32条の規定は、記名投票又は無記名投票を行う場合について準用する。

(簡易表決)

第71条 (略)

2 前項の場合において、議長は、異議がないときは、可決を宣告する。ただし、議長は、その宣告に対して出席議員から異議があるときは、起立、挙手等の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第72条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 (略)

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決をとる。

(意見を述べる者の申出)

第74条 公聴会に出席して意見を述べる者は、事前に文書でその理由及び案

び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第75条 公聴会において意見を聴く利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において決定し、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方的にならないように公述人を選ばなければならない。

（会議録の記載事項）

第80条 （略）

2 （略）

（会議録の公開）

第81条 会議録は、広く一般に公開する。

（会議録署名議員）

第83条 会議録に署名する議員は、3人とし、議長が会議において指名する。

（請願書の撤回）

第87条 請願者は、請願書を撤回するときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となったものについては、議会の許可を得なければならない。

（請願の委員会付託）

第88条 議長は、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。
ただし、議長は、必要があるときは、会議の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第75条 公聴会において意見を聴く利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、事前に文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において決定し、議長から本人にその旨を通知する。

2 事前に申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方的にならないように公述人を選ばなければならない。

（会議録の記載事項）

第80条 （略）

2 会議録は、電磁的記録によることができる。

3 （略）

（会議録の公開）

第81条 会議録は、広く一般に公開（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）する。

（会議録署名議員）

第83条 会議録に署名する議員（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）は、3人とし、議長が会議において指名する。

（請願書の撤回）

第87条 請願者は、請願書を撤回するときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となったものについては、議会の承認を得なければならない。

（請願の委員会付託）

第88条 議長は、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、必要があるときは、会議に諮って特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(紹介議員の取消し)

第90条 議会に提出した請願について、これを紹介した議員がその紹介の取消しをするときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となった請願に対する紹介の取消しについては、議会の許可を得なければならない。

(請願の審査報告)

第91条 (略)

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 (略)

(決定の通知)

第98条 第96条の規定による要求に基づき決定をした場合における本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(携帯品)

第99条 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(資料等の配付の許可)

第101条 議場において資料等を配付するときは、議長の許可を得なければならない。

(懲罰動議の審査)

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(紹介議員の取消し)

第90条 議会に提出した請願について、これを紹介した議員がその紹介の取消しをするときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となった請願に対する紹介の取り消しについては、議会の承認を得なければならない。

(請願の審査報告)

第91条 (略)

2 委員会は、審査結果に意見を付けることができる。

3 (略)

(決定書の交付)

第98条 議長は、議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当の有無についての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

(携帯品)

第99条 議場に入る者は、会議の妨げになるものを携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(資料等印刷物の配付の許可)

第101条 議場において資料、文書等の印刷物を配付するときは、議長の許可を得なければならない。電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により行うときも、同様とする。

(懲罰動議の審査)

第104条 議会は、懲罰について、第35条第3項の規定にかかわらず、委員会への付託を省略して議決することができない。

(電子情報処理組織による通知等)

第109条 議会又は議長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第19条及び第86条第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であ

第104条 議会は、懲罰について、第35条第3項の規定にかかわらず、委員会への付託を省略して議決することはできない。

って、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、又は連署すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第110条 この規則の規定（第27条第1項（第70条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る

電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

第111条 （略）

第109条 （略）

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。